

成年後見制度利用支援の助成対象が拡大しました

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、財産の管理や生活に関して自分で対応することに不安を感じる場合があります。そのような人が自分らしく安心して暮らせるように、家庭裁判所から選任された成年後見人などが本人に代わって、生活の見守りや財産管理の支援を行う制度があります。

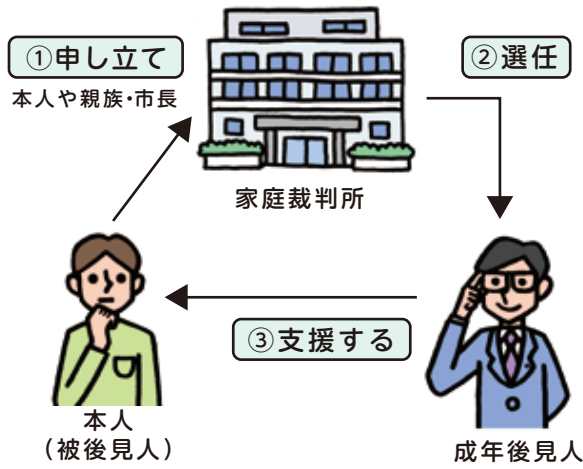
制度を利用する人への助成

この制度の利用にあたっては、本人や4親等内の親族が家庭裁判所に利用を申し立てる必要があります。

また、身寄りのない人などやむを得ない場合は市長が申立てを行い、この申立てにかかる費用や成年後見人などへの報酬を市が助成していました。

令和4年10月からは、生活に困っている高齢者や障害のある人の権利を保障するため、この助成の対象者を拡大しました。

成年後見制度利用までの流れ



問 被後見人が高齢者……保健福祉局長寿社会対策課 ☎582・2407  
 問 被後見人が障害のある人……保健福祉局障害者支援課 ☎582・2424

〈主な変更点〉

	変更後	変更前
助成の対象となる人	本人や親族、市長が申立てを行った生活困窮者など	市長が申立てを行った生活困窮者など
助成の対象となる費用	本人や親族、市長が申立てにかかった申立手数料、登記手数料、鑑定料などの費用や後見人の報酬(家庭裁判所が決定した報酬額。ただし、在宅者は上限月28000円、施設入所者は上限月18000円)	市長が申立てにかかった申立手数料、登記手数料、鑑定料などの費用や後見人の報酬(家庭裁判所が決定した報酬額。ただし、在宅者は上限月28000円、施設入所者は上限月18000円)

助成を受けるには、申し立てる人と被後見人が市内在住で、対象となる審判日が令和4年4月1日以降であるなどの要件があります。申請は成年後見支援センター ☎882・9123へ。制度の詳細は問を。



▲成年後見制度利用支援事業はコチラから

※被後見人の配偶者や直系血族または4親等内の親族が、後見人に選任された場合は対象になりません。  
 ※申立てにかかった費用は令和4年4月1日以降に審判がなされたもの、後見人の報酬は令和4年4月1日以降に業務を行ったものが対象となります。

行ってみよう！北九州のお出かけスポット

曜日によって異なる見学コース！循環型社会を体感できます

響灘沿いの広大なエリアに、リサイクル工場やエネルギー施設、環境関連の研究拠点を集めた「北九州エコタウン」。エリア内にある施設の種類の多さは国内屈指で、環境学習や産業観光の修学旅行や視察旅行先としても全国的に注目されています。

その一つエコタウンセンターでは、ガイド付きでリサイクル工場の見学会を実施しています。曜日によってさまざまなコースがあり、特にペットボトルや自動車の再資源化過程をつぶさに見ることができるコースや、風力発電施設のコースが人気です。毎月第3土曜日には廃材を使ったワークショップも開催中。このほか、エネルギーについて楽しく学べる次世代エネルギーパークもあります。「北九州エコタウン」で、世界の環境首都を目指す市の取り組みを体感してみませんか。

※エコタウンセンターの見学は予約不要です(見学会やワークショップは予約が必要。一人からも可)。

施設情報 エコタウンセンター ☎752・2881

若松区向洋町10-20 開9～17時 休日曜日、祝・休日、12月29日～1月3日



施設見学会の詳細はコチラから



広告の申し込みは働キョウエイアドインターナショナル ☎03・5860・9468まで。  
 ※広告内容と北九州市とは直接関係ありません。